

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>605,018</b>	<b>流動負債</b>	<b>1,405,547</b>
現金及び預金	464,313	1年内返済予定の関係会社長期借入金	125,000
売掛金	40,128	1年内返済予定の長期借入金	25,000
商品及び製品	1,559	未払金	65,116
原材料及び貯蔵品	377	未払費用	85,395
前払費用	65,240	未払法人税等	82,694
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	25,000	未払消費税等	43,020
未収入金	7,233	契約負債	948,131
貸倒引当金	△ 123	預り金	31,184
その他	1,289	その他	4
<b>固定資産</b>	<b>2,120,571</b>	<b>固定負債</b>	<b>358,851</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>1,087,425</b>	長期借入金	112,500
建物	952,805	関係会社長期借入金	3,235
構築物	62,237	退職給付引当金	243,115
車両運搬具	6,001		
工具、器具及び備品	65,834		
建設仮勘定	546	<b>負債合計</b>	<b>1,764,399</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>595,577</b>	<b>(純資産の部)</b>	
のれん	589,163	<b>株主資本</b>	<b>961,191</b>
ソフトウェア	2,772	<b>資本金</b>	<b>61,210</b>
商標権	3,640	<b>資本剰余金</b>	<b>51,210</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>437,568</b>	資本準備金	51,210
関係会社株式	1,150	<b>利益剰余金</b>	<b>848,769</b>
関係会社貸付金	171,284	利益準備金	500
長期未収入金	6,877	その他利益剰余金	848,269
差入保証金	192,938	別途積立金	160,000
長期前払費用	22,576	繰越利益剰余金	688,269
繰延税金資産	49,619		
貸倒引当金	△ 6,877	<b>純資産合計</b>	<b>961,191</b>
<b>資産合計</b>	<b>2,725,590</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>2,725,590</b>

## 個 別 注 記 表

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

#### 1. 資産の評価基準及び評価方法

##### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法

##### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

貯蔵品、商品、仕掛品

先入先出法

#### 2. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	6年～47年
構築物	10年～50年
車両運搬具	2年～6年
工具器具備品	3年～20年

##### (2) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

##### (3) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で均等償却することとしております。

### 3. 引当金の計上基準

#### 貸倒引当金

債権の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の個別債権については個別に回収可能性等を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法（中小企業退職金共済制度により支給される部分を除く）を用いた簡便法を適用しております。

### 4. 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に権利を得ると見込む対価の額で収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する

収益を認識するにあたっては、当社が主な事業としているインターナショナルスクール、バイリンガルプリスクール、オンライン教育サービスの提供及びその他のサービスについて、顧客との契約に基づき履行義務を識別しております。

これらの履行義務は、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合には顧客との契約における履行義務の充足に伴い、定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しています。取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

但し、資産に係る控除対象外消費税等のうち、税法に定める繰延消費税等は投資その他の資産の「長期前払費用」に計上のうえ、5年間で均等償却し、それ以外のものについては発生年度に費用処理しております。